

子どもの権利委員会 サモアで臨時会期開催の予定

2020/02/05

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会が太平洋地域の子どもの権利状況を審査するため、3月2～6日にサモアで臨時会期を開催する。国連の人権条約機関がジュネーブとニューヨーク以外の場所で会期を開催するのは、今回が初めてである。この会期ではクック諸島、ミクロネシア、ツバルの状況が審査される。この3カ国は子どもの権利条約の締約国(現在196カ国)であり、条約、選択議定書、委員会のこれまでの勧告の実施状況について、委員会(18名の独立の国際的専門家)の審査を定期的に受ける。会期中、委員会は各国の政府代表、NGO、子どもなどから直接意見を聞く予定である。委員長は「太平洋地域は、気候変動、ヘルスケア・教育へのアクセスなど、子どもの権利に影響を与える切迫した問題を抱えているため、この地域での会期開催を決定した。我々がこの地域の現状を一層理解し、人々が委員会の活動や関わり方を知ることができるものと期待している」と述べている。

女性差別撤廃委員会開催の予定

2020/02/06

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会が2月10～28日に開催される。この会期では、アフガニスタン、ブルガリア、エリトリア、キリバス、ラトビア、パキスタン、モルドバ、ジンバブエの女性の権利の状況が審査される。これらの国々は女性差別撤廃条約の締約国である。締約国は現在189カ国であり、条約と委員会のこれまでの勧告の実施状況について定期的に委員会から審査を受けなければならない。会合はウェブ中継される予定である (<http://webtv.un.org/>)。ハッシュタグは#CEDAW75。委員会は各国政府代表と対話し、国連機関・NGO・国内人権機関から意見を聞く。委員会の最終見解は3月2日に公表される予定である。女性差別撤廃委員会は世界中から選出された人権専門家23名から成る。彼らは締約国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、締約国の条約義務の実施を独立に評価するものである。

子どもの権利委員会 締約国との非公式会合

2020/02/06

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会は、締約国との第12回非公式会合を開催した。委員長は、子どもと武力紛争、子どもの売買・買売春・ポルノ、個人通報に関する3つの選択議定書の締約国はそれぞれ170カ国、176カ国、46カ国であること、昨年採択された子どもの司法制度における子どもの権利に関する一般的意見で、刑事責任年齢が14歳に引き上げられたことを説明した。委員の1人は、個人通報選択議定書の理解促進のために、第三者の意見書提出に関する指針が採択されたと述べた。副委員長からは、デジタル環境における子どもの権利に関する一般的意見25号の起草状況の説明があった。また、9月18日に開催される子どもの代替的監護をテーマとする一般討議に言及があった。さらに、締約国の定期報告書の作成過程への子どもの参加に触れ、子どもが作成した報告書や子どもの意見を重視した報告書が過去10年間に増えていることを歓迎する発言があった。

子どもの権利委員会第 83 会期閉幕

2020/02/07

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 83 会期が閉幕した。今会期では、子どもの権利条約に基づくオーストリア、ベラルーシ、コスタリカ、ハンガリー、ルワンダ、パレスチナの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、9 件の個人通報が審理され、4 件が権利侵害あり(スペイン 3 件、パラグアイ 1 件)、3 件が受理不能(ドイツ、フィンランド、パナマ)、2 件が審理不継続(デンマーク、ジョージア)となった。さらに、国連児童基金の地域事務所との第 7 回会合、紛争時の暴力に関する国連事務総長特別代表との協力枠組の調印も行われた。第 84 回臨時会期が 3 月 2～6 日にサモアの首都アピアで開催され、クック諸島、ミクロネシア、ツバルの報告書が審査される。第 85 会期は 5 月 11～29 日に開催され、アフガニスタン、カンボジア、キプロス、チェコ、エスワティニ、チュニジアの報告書の審査が行われる予定である。

ハンセン病に関する特別報告者 訪日の予定

2020/02/10

国連人権高等弁務官事務所

ハンセン病患者とその家族に対する差別撤廃に関する特別報告者が、2月12～19日に訪日する。特別報告者は「差別撤廃における好例・課題・機会を調査し、また、国連原則・ガイドラインの実施における前進と乖離を特定し、建設的な勧告を行う予定である。また、ハンセン病に関わる汚名の削減と患者・家族の人権の保護・実現のために、司法・賠償措置へのアクセスなど、日本でとられた様々な措置についても学びたい。特に、患者と家族の救済、歴史の保全と認識の向上、障がい者と高齢者の権利、参加と国際協力に重点を置く予定である」と述べている。訪日中に特別報告者は、患者とその家族・代表団体、政府代表、市民社会団体、保健・法律・社会科学の専門家と会談し、また、東京その他の地のハンセン病コミュニティを訪問し、活動を学び、優先課題について討議する予定である。訪日最終日には人権教育啓発推進センターで記者会見を行う。

強制・非自発的失踪作業部会 会期開催の予定

2020/02/10

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪作業部会が第 120 会期を 2 月 10～14 日に開催し、32 カ国に関わる 530 件以上のケースを検討する。委員は、強制失踪者の家族、政府当局、市民社会代表その他の関係者と会合し、個々のケースと強制失踪全般について意見交換を行う。また、「強制失踪からのすべての者の保護に関する宣言」の実施における障害、例えば後退する法律や慣行、制度的な失策などの申立ての検討も行われる。領域外での政府の活動において生じる強制失踪や非政府主体による失踪などの問題も討議される予定である。14 日には作業部会設立 40 周年を記念し、失踪者家族やその他の関係者が作業部会の活動を理解し、作業部会へのアクセスを促進するために、視聴覚機材を用いた公開の会合が行われる予定である。同日に記者会見も開かれるが、その他の会合は非公開である。作業部会は、アルゼンチン、韓国、モロッコ、カナダ、リトアニア出身の 5 名の委員から成る。

安全なインターネットの日 人権専門家が共同声明

2020/02/11

国連人権高等弁務官事務所

安全なインターネットの日に際し、子どもの売買・性的搾取、プライバシーの権利に関する特別報告者 2 名と子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。オンライン上の子どもの性的搾取の情報の急増、問題の大きさと複雑さ、これらがもたらす多大な危害を懸念する。複数の人権条約で政府は、早期発見、適切なサービス、子どもに優しい報告制度、効果的救済を含む、デジタル環境で子どもを保護するための包括的法的枠組みと戦略をたてる主要な責任を担っている。また、IT 企業が子どもの性的搾取の情報を発見・報告・遮断するためのメカニズムを構築するよう確保しなければならない。子どもとティーンエイジャーにソーシャルメディアとインターネットにおける安全性を教え、オンライン上の彼らのプライバシーを保護し、私的な画像を共有する危険性を説明することは政府と民間分野の責任である。

紛争前後の女性に対する暴力に関する共同声明

2020/02/12

国連人権高等弁務官事務所

アフリカ連合の“紛争のないアフリカ”に関する会合の閉幕に際し、女性に対する暴力の問題に携わる国連・地域の専門家7名が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。効果的な平和構築のために、政府と関係者は、紛争中・紛争前後の女性に対するジェンダーに基づく暴力の根本原因に取り組まなければならない。しばしばレイプが戦闘手段として行われるが、その原因と結果への十分な対処がない。紛争時や平時に女性が経験する差別は、ジェンダー不平等と女性に対する暴力の一般的なパターンから生じており、紛争時のジェンダーに基づく暴力を終わらせるには、暴力と不平等の撤廃に包括的に取り組むことが唯一有効である。安保理決議1325は紛争防止と平和構築における女性の一層の参加を求めている。安保理決議1325から20周年の今、女性に対する差別と暴力の継続が女性の完全・平等・有意義な参加を妨げていることを各国政府に想起してもらいたい。

社会権規約委員会開催の予定

2020/02/13

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会が2月17日～3月6日開催され、ベルギー、ベニン、ギニア、ノルウェー、ウクライナの状況が審査される。これらの国を含む社会権規約締約国(現在 170 カ国)は、規約の実施状況について定期的に委員会による審査を受けなければならない。会合の様子はウェブ放送される予定である(<http://webtv.un.org/>)。ハッシュタグは#CESCR67。委員会は各国の代表と対話し、NGO や国内人権機関など様々な関係者から説明を受ける。各国に対する委員会の最終見解は3月9日に公表される予定である。社会権規約委員会は、社会権規約締約国の規約遵守を監視する機関である。世界中から選出された18名の独立の人権専門家から成る。彼らは締約国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、各国の規約上の人権義務の遵守を独立に評価するものである。

人権理事会諮問委員会開催の予定

2020/02/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 24 会期が 2 月 17～24 日に開催される。会期中に諮問委員会は、次の 6 つのテーマに取り組む予定である。すなわち、①テロが人権享受にもたらす悪影響、②「持続可能な開発目標」の枠組みにおける国内政策と人権、③ダーバン宣言・行動計画の包括的实施とフォローアップに関するグローバルコール、④開発の権利に関する法的拘束力のある文書の重要性、⑤先端デジタル・テクノロジーと人権、⑥人権機関・メカニズムにおける女性の代表の現状レベル、である。諮問委員会は、①、②、④について研究をまとめ、9 月に開かれる人権理事会第 45 会期に研究結果を提出する予定である。人権理事会のシンクタンクである諮問委員会は 2008 年に設立され、理事会からの要請に従い、研究と調査に基づいた助言を行い、年 2 回会合する。18 名の委員から成り、中井伊都子さんも委員の 1 人である。

紛争下の性暴力に関する協力枠組に調印

2020/02/14

国連人権高等弁務官事務所

紛争下の性暴力に関する事務総長特別代表事務所と子どもの権利委員会が、協力枠組に調印した。この協力枠組の目的は、性暴力に関する安保理決議や子どもの権利委員会の最終見解の実施を通じて、紛争に関わる性暴力を受けた子どもの権利の国内での実現を促進すること、また、子どもの権利条約・選択議定書、安保理決議、その他の国際義務・基準に基づく各国政府その他の者の責任追及のための調査・データ収集において、協力を強化することにある。特別代表と委員会委員長は「国際規範の遵守を促すことによって、子どもに対する性暴力という恐ろしい犯罪を防止・抑止し、実行者が処罰を免れないようにすることができる。我々は、責任を負う者が義務を果たし、全ての子どもたちの権利が実現するよう支援を続けていく所存である」と述べている。特別代表事務所と国連条約機関との協力枠組は2回目であり、2018年の女性差別撤廃委員会との調印に続くものである。

強制・非自発的失踪作業部会第 120 会期閉幕

2020/02/14

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪作業部会第 120 会期が閉幕した。会期中に、作業部会 40 周年キャンペーンの始まりとして公開イベントが開かれ、作業部会の任務、活動の歴史、関わり方を紹介する新しい視聴覚資料が提供された。今会期では 29 の強制失踪ケースが審理され、中国、ジブチ、エジプト、リビア、パキスタン、シリア、ベネズエラに関して緊急行動手続がとられた。また、32 カ国に関わる 597 のケースが審理された。さらに、非政府主体による失踪の問題が討議され、政府による領域外での拉致における強制失踪の申立ても審理された。作業部会委員は失踪者家族、NGO、その他の関係者と会談し、クロアチア、日本、パキスタン、ポルトガル、トルクメニスタン政府代表と公式の会合をもった。次の会期は 2020 年 5 月に開かれる予定である。

ソーシャルメディアに関する国際会議 高等弁務官がメッセージ

2020/02/17

国連人権高等弁務官事務所

2月16・17日にドーハで開催中の国際会議“ソーシャルメディア：自由の促進と活動の保護のための課題と方法”で、人権高等弁務官のビデオメッセージが放映された。内容は以下のとおり。膨大な私的データを掲載・管理するソーシャルメディアは、批判的な発言を監視・攻撃する手段ともなりうる。政府が新技術の多大な影響に対処する際には、枠組や政策を調整し、自身の権限を拡大し、表現の自由の国際基準に違反することがある。こうした制限を最初に受けるのはジャーナリストと人権擁護活動家である。インターネットの停止その他の制限は、独立系メディア、市民社会活動や集会を厳しく抑圧し、コミュニティや個人の活動、情報や公的サービスにアクセスする能力を損なう。批判的発言の場を制限することは、しばしば一層大きな緊張を引き起こし、社会的・政治的分裂を深める。人権規範によってオンライン空間の規制・管理の方法をしっかりと規定する必要がある。

ハンセン病に関する特別報告者 日本に取組みの継続を要請

2020/02/19

国連人権高等弁務官事務所

ハンセン病患者とその家族に対する差別撤廃に関する特別報告者が、訪日を終えるにあたり声明を公表した。内容は以下のとおり。日本はハンセン病患者の権利保護において目覚ましい前進を遂げており、こうした努力を今後も継続しなければならない。しかし、体系的変化の達成は難しく、社会やコミュニティレベルで汚名は残っている。現在も強制的に隔離された約 1,100 人が 13 の療養所で暮らし、多くが心身に障害を抱え、尊厳と家族の絆の回復に苦闘している。効果的な治癒の確保のために補償プログラムの範囲を拡大し、ハンセン病に関する医学・看護学の知識を維持し、表現の自由と法的能力を保障し、支援サービス・高質のケアとカウンセリングを提供し、家族の再構築に好ましい環境をつくるべきである。また、長島の UNESCO 世界遺産登録申請を支援するための取組みを強化すべきである。

人権理事会開催の予定

2020/02/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 43 会期が 2 月 24 日～3 月 20 日に開催される。今会期では、冒頭の 3 日間にハイレベル・セグメントが開かれ、90 以上の政府・国際機関・地域機関の高官が国内的・国際的関心事項である人権問題について発言する。2 月 24 日には、人権の主流化に関するハイレベル・パネルで子どもの権利条約 30 周年が討議される。25 日には女性の権利に関する北京宣言・行動綱領 25 周年を記念するハイレベル・パネルも行われる。3 月 6 日には障がい者の権利に関する討議で、障がい者の権利・尊厳の促進のための意識向上が検討される。3 月 13 日には国際人種差別撤廃デーを記念し、アフリカ系の人々のための国際の 10 年の中間評価が行われる。会期中にはさらに、およそ 30 の人権専門家・グループ・機関が携わる様々な人権問題・懸念すべき状況に関する 100 を超える報告書が取り上げられる予定である。

人権理事会諮問委員会第 24 会期閉幕

2020/02/21

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 24 会期が閉幕した。今会期では以下が決定された。①国内政策と人権について、最終調査報告書案を暫定的に採択、「2030 アジェンダ」5 周年の人権理事会第 45 会期での提示を目指し、報告者がまとめる。②人権享受への開発の寄与について、最終報告書案を暫定的に採択、理事会第 45 会期での提示を視野に報告者がまとめる。③人種主義の完全撤廃のための具体的行動に関するグローバルコールに関する調査報告書について、起草グループが諮問委員会第 25 会期に、諮問委員会が最終報告書を理事会第 47 会期に提出。④人権機関・メカニズムにおける女性の代表について、起草グループが諮問委員会第 25 会期に報告書案を提出。⑤先端デジタル・テクノロジーと人権について、委員が理事会第 44 会期で口頭報告、起草グループが諮問委員会第 25 会期に報告書を提出。⑥人権享受へのテロの悪影響について、理事会第 45 会期での提出を目指し、起草グループが起草を継続。第 25 会期は 8 月 17～21 日に開催される。

人権理事会第 43 会期開幕

2020/02/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 43 会期が開幕した。グテーレス国連事務総長は開会の挨拶の中で、国連の活動の 7 つの重要分野として、①持続可能な開発の中核にある人権、②危機時の人権の重要性、③ジェンダーの平等と女性の平等な権利、④人々の参加と市民の活動範囲、⑤将来の世代の権利、⑥共同行動、⑦人権の新たな領域を挙げた。バチエレ人権高等弁務官は、今日の政治状況から、教育・保健・普遍的社会保障へのアクセスの増加などの成功実績を伴う有用な政策ツールが求められると述べた。また、人々の一層幅広い参加と透明性のある機関が社会の調和と経済の持続可能性を前進させると指摘した。国連総会議長は、多くの人々の生活は国連の 3 つの主要な柱である人権、平和と安全保障、開発がいかにかうまく調和されるかにかかっていると述べた。また、子どもの権利、ジェンダーの平等、長く難民状態に置かれた人々の人権などの問題に言及した。

人権理事会ハイレベル・セグメント 17 の高官が発言

2020/02/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合ではハイレベル・セグメントが行われ、17 の国・国際機関の代表が発言した。発言したのは、ウクライナ、フランス、サウジアラビア、ポルトガル、マルタ、スペイン、リトアニア、ベルギー、アンドラ、韓国、イラン、フィンランド、エジプト、カタール、スーダン、アンゴラ、赤十字国際委員会の高官である。ウクライナの外相は、人権分野の基準設定者と監視役として国連の役割が不可欠であり、人権を国連の活動の重要な要素としない限り、国際社会はその目標を達成できないと述べた。また、人権理事会は紛争解決においても貢献すべきであると強調した。フランスの外相は、各国は全ての人々に適用可能な人権体系を構築することに成功したが、シリアなどで市民がこれまでにない犠牲となっているように、世界のあらゆる地域でこれまでの成果が脅かされていると述べた。また、ジャーナリストの逮捕・殺害、多国間主義の蹂躪などに言及した。

人権理事会 人権の主流化に関するハイレベル・パネル

2020/02/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権の主流化に関するハイレベル・パネルが行われ、子どもの権利に基づいた取組みを通じた国連制度における子どもの権利の主流化の前進が取り上げられた。国連総会議長は、全ての国に対して、自由を剥奪された子どもに関するグローバル・スタディの勧告を実施するよう求め、また、子どもの権利を維持することは国内・国家間で深まる不平等に対処し、「持続可能な開発目標」を実現するために不可欠であると述べた。バチレレ人権高等弁務官は、シリア、イエメン、ミャンマー、ブルンジ、南スーダン、パレスチナに関する衝撃的な報告が、子どもの権利への紛争の深刻な影響を示していると述べた。子どもの権利委員会委員は、子どもの権利への包括的な取組みが国連の活動の一貫性強化につながるのであり、子どもの権利の主流化には、ミクロからマクロまでの取組み、栄養や保健を超えた子どもの福祉に対する一層の理解が必要であると述べた。

人権理事会 北京宣言・行動綱領 25 周年記念ハイレベル・パネル

2020/02/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、北京宣言・行動綱領 25 周年を記念するハイレベル・パネルが行われた。バチレレ人権高等弁務官は、約 190 の国等がジェンダー平等の達成を誓約してから 25 年を経た今、女性の権利の前進に対する反動がみられるが、女性の権利の実現という課題が破棄されることがあってはならず、女性の完全な多様性のために勝ち取った業績に対する挑戦に抵抗しなければならないと述べた。デンマークの高官は、「持続可能な開発目標」を達成し、女性の平等に対する世界的反動を押し返すために、全ての者が北京行動綱領を改めて確約しなければならないと述べた。討議で発言者は、女性・少女の司法へのアクセス促進のための資源投資、平和・安全保障や気候変動対策における女性の役割、高位につく女性を増やすための措置・法、北京宣言・行動綱領の完全実施に必要な法改革・体制変化・出資・多国間協力などに言及した。

人権理事会ハイレベル・セグメント 18 の高官が発言

2020/02/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合ではハイレベル・セグメントが行われ、18 の国・国際機関の代表が発言した。発言したのは、キプロス、ロシア、クロアチア、アルメニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、パキスタン、赤道ギニア、キューバ、ポーランド、コートジボワール、ベネズエラ、アイスランド、モロッコ、アラブ首長国連邦、セーシェル、南アフリカ、欧州評議会の高官である。キプロスの外相は、紛争・暴力・過激主義・ジェンダー差別・貧困・不平等などの課題に対抗するには、若者の人権教育に投資することが最善であり、世界的な課題に対処するには多国間主義が重要であると強調した。ロシアの外相は、世界中に新たな緊張と長期の紛争が存在する中、人類の安定的・持続可能な発展のために、状況変化に即した取組みが必要であると述べた。また、人権理事会に対して宗教的過激主義を阻止し、多国間の対話から政治的影響を取り除くよう求めた。

人権理事会ハイレベル・セグメント 日本など 20 の高官が発言

2020/02/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合ではハイレベル・セグメントが行われ、日本を含む 20 の国・国際機関の代表が発言した。日本の尾身朝子外務大臣政務官の発言は以下のとおり。新型コロナウイルス COVID-19 の発生に際し、日本政府は国籍にかかわらず国内での感染者に医療を提供している。このウイルスのために差別を受けている東アジア地域の人々がいることを懸念しており、各国政府に対して全ての人々への公平な対応を確保するよう求める。今夏開催予定のオリンピック・パラリンピックでは、人権が試合の中で完全に尊重され、「持続可能な開発目標」に寄与すると確信する。日本は、ミャンマーなどの国々と 2 国間の人権対話を行っており、ラカイン州での人権侵害に関して同国政府は、独立の調査に協力することを受け入れた。北朝鮮政府は拉致問題を解決し、また、韓国が慰安婦問題についてすでに合意済みの内容を遵守するよう求める。

人権理事会ハイレベル・セグメント 25 の高官が発言

2020/02/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合ではハイレベル・セグメントが行われ、25 の国・国際機関の代表が発言した。発言したのは、ガボン、ミャンマー、マリ、レソト、ジンバブエ、コンゴ民主共和国、スリランカ、モザンビーク、バーレーン、ホンジュラス、アゼルバイジャン、ブルガリア、ナミビア、ブルキナファソ、インド、エストニア、フィリピン、スロベニア、トルコ、南スーダン、メキシコ、イギリス連邦、セルビアの各高官、難民高等弁務官事務所の代表、国連平和大学学長である。ミャンマー政府高官は、平和・安全保障・開発・人権享受は結びついており、政府は平和の確保を最優先事項としており、少数民族との交渉に努めていると述べた。そして、ラカイン州の状況は歴史に深く根ざしたものであるが、政府は同州での紛争を国際社会と同様に懸念しており、平和と発展を促進するための委員会を設置し、コフィ・アナン基金とも協力して取り組んでいると説明した。

人権理事会 高等弁務官などの報告について討議

2020/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権高等弁務官、国連事務総長、人権高等弁務官事務所の報告について討議が行われた。発言者は、人権擁護活動家の起訴、彼らの表現・結社の自由に対する制限が高まる傾向をみせており、このことが彼らの国連制度への協力を甚だしく妨げていると強調した。また、悪いガバナンス、腐敗、法の支配の欠如が人権の崩壊を招いていること、従って、国内制度の強化による能力構築の促進が不可欠であることなどが指摘された。日本政府代表も発言し、ベネズエラでの人権侵害に懸念を示し、事実調査団が同国の人権状況の改善に貢献するよう期待すると述べた。また、人権状況改善のためのイランとの二国間対話の他、新型コロナウイルス COVID-19 の拡散問題などでその他の国々とも協力を続ける所存であると述べた。さらに、このウイルスのために東アジア出身の人々が不当な扱いを受けているとの報告に心を痛めていると述べた。

社会権規約委員会 締約国と非公式会合

2020/02/27

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会では規約締約国との非公式会合が行われ、2020 条約機関レビュー、簡素化された報告手続、準備中の一般的意見などについて意見が交わされた。委員長は、2020 条約機関レビューで条約機関の財政と持続可能性が改善されるよう期待を表明した。その他の委員から、簡素化された報告手続、委員会の最終見解のフォローアップの現状に加えて、個人通報、科学に関する一般的意見の起草、持続可能な開発などに関する委員会の活動について説明があった。そして、各国政府に対して、個人通報を含め委員会の活動への十分な資金提供を確保すること、委員会に十分な会合時間を認めること、選択議定書を批准することが要請された。日本政府代表も発言し、委員会に対して、活動の重複の回避、活動方法の簡素化のためにどのような方策を検討しているかを質問した。

人権専門家 ソーシャルメディアでの憎悪発言の伝播を非難

2020/02/27

国連人権高等弁務官事務所

ドイツのハーナウでマイノリティ憎悪による銃撃事件が起こり、9人が殺害されたことを受けて、マイノリティに関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。ソーシャルメディアを通じた憎悪発言の伝播は、マイノリティに対する憎悪犯罪増加に直接結びついており、オンラインでの“心の汚染”を認識し、立ち向かうことが必要である。過去10年に世界中のマイノリティが、ソーシャルメディアを通じて発せられる憎悪と偏見により加熱した新たな脅威に直面している。こうした事態が、暴力的な過激集団の台頭、多くの国での宗教的・民族的その他の少数者に対する憎悪犯罪の劇的増加を引き起こした。憎悪発言が蔓延すれば、それが主流となり、対象となっている集団への暴力を許す有害な環境が常態化する。オンラインでの憎悪の伝播は阻止されなければならない。こうした事態を受け、国連は昨年、憎悪発言に対処するための戦略計画を採択している。

人権理事会 拷問に関する専門家と討議

2020/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、拷問に関する特別報告者が発言し、資金的制約がますます強まる中で活動の要請は増え続けている現状を説明し、任務を全うするために寄付と予算の追加を訴えた。また、精神的拷問に関する報告書を説明した。討議で発言者は、精神的拷問の問題は極めて複雑であるが、身体的・精神的どちらの形態も拷問であることに違いはないこと、精神的拷問の定義を国内法で規定すべきことを主張し、また、サイバー上の拷問である精神的拷問、テロ対策としての拷問の利用などに言及した。この会合の冒頭では、人権高等弁務官・事務総長・人権高等弁務官事務所の報告に関する一般討論が行われた。発言者から、環境人権活動家・先住民族などに対する攻撃がエスカレートしていること、軍隊・治安部隊による国際法上の犯罪の不処罰に関して法制度が慢性的に機能していない国々が存在することなどが取り上げられた。

人権理事会 障がい者に関する専門家と討議

2020/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、障がい者の権利に関する特別報告者が発言した。特別報告者は、“障がい者差別”に関する報告書を説明し、法的能力の否定、不妊の強制、施設収容など、障がい者の権利に反する多くの行為の裏には、彼らは完全な生活を送ることができないという潜在的認識があると指摘した。討議で発言者は、国内戦略への障がい者の権利の組入れ方法に関する特別報告者の提案を称賛した。また、障がい者を新たな観点から捉えるための枠組みや、彼らに対する汚名を生み出す根強い偏見への取組みが必要であること、排除という課題に取り組むには教育・保健へのアクセスの拡大が重要であることが主張された。会合の冒頭では拷問に関する討議が行われ、先進デジタル技術を用いれば接近せずに精神的拷問を加えることができること、また、精神的拷問の影響の特定は必ずしも容易ではないことなどに言及があった。

障がい者に関する特別報告者 人権理事会に報告書を提示

2020/02/28

国連人権高等弁務官事務所

障がい者の権利に関する特別報告者が人権理事会に報告書を提示し、懸念される点として以下の3つを挙げた。(1)遺伝子治療、遺伝子操作、出生前診断の目覚ましい進歩とともに、人間の望ましくないとされる特質の“排除”が生じている。障がい者に対して優生学的行為が行われ、障がいに対する社会的受容や連帯が損なわれる可能性がある。(2)障がい者の安楽死と自殺幫助の問題として、末期的病状にない障がい者の自殺幫助が可能になれば、障がいをもって生きるよりも死の方が良いという社会的前提が生まれかねない。人は生きる権利と尊厳をもって死ぬ権利を有するが、社会的偏見、孤立、個人的支援や障がい関連のサービスへのアクセス欠如を理由に、自ら命を絶つ選択をすることを我々は受け入れることはできない。(3)医学調査・医療に障がい者の存在が欠如している。彼らの参加がなければ、障がいを伴って生きることは止めさせるべきだという考えが強まることになる。

女性差別撤廃委員会第 75 会期閉幕

2020/02/28

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 75 会期が閉幕した。閉幕前に、アフガニスタン、ブルガリア、エリトリア、キリバス、ラトビア、パキスタン、モルドバ、ジンバブエの女性差別撤廃条約の実施に関する最終見解と勧告が採択された。会期中には、市民社会・国内人権機関・国連機関・政府間機関との会合が行われた。委員会は現在開催中の人権理事会第 43 会期のハイレベル・パネル「北京宣言・行動綱領の確約の加速」に参加した。このパネルでは、北京 25 レビューへの貢献、締約国との対話中に提出される国内人権機関の意見書、他の条約機関の報告前課題リスト案への委員会の情報提供の 3 点について、重要な決議が採択された。今会期の締約国との対話では、初めての意見書がブルガリアのオンブスパーソンから提出された。第 76 会期は 6 月 22 日～7 月 10 日に開催され、バーレーン、デンマーク、ドミニカ、ガボン、キルギス、モルジブ、モンゴル、パナマの報告書が審査される予定である。